

生活保護における外国人の取扱いについて

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活保護における外国人の取扱いについて

① 憲法と生活保護法との関係

生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするものであるが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民のみを対象としている。

【参照条文】生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

第一条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

② 一定の外国人への行政措置

ただし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、人道上の観点から、行政措置(※)として、生活保護法の取扱いに準じた保護を行っている。

※ 昭和29年厚生省社会局長通知

具体的には、

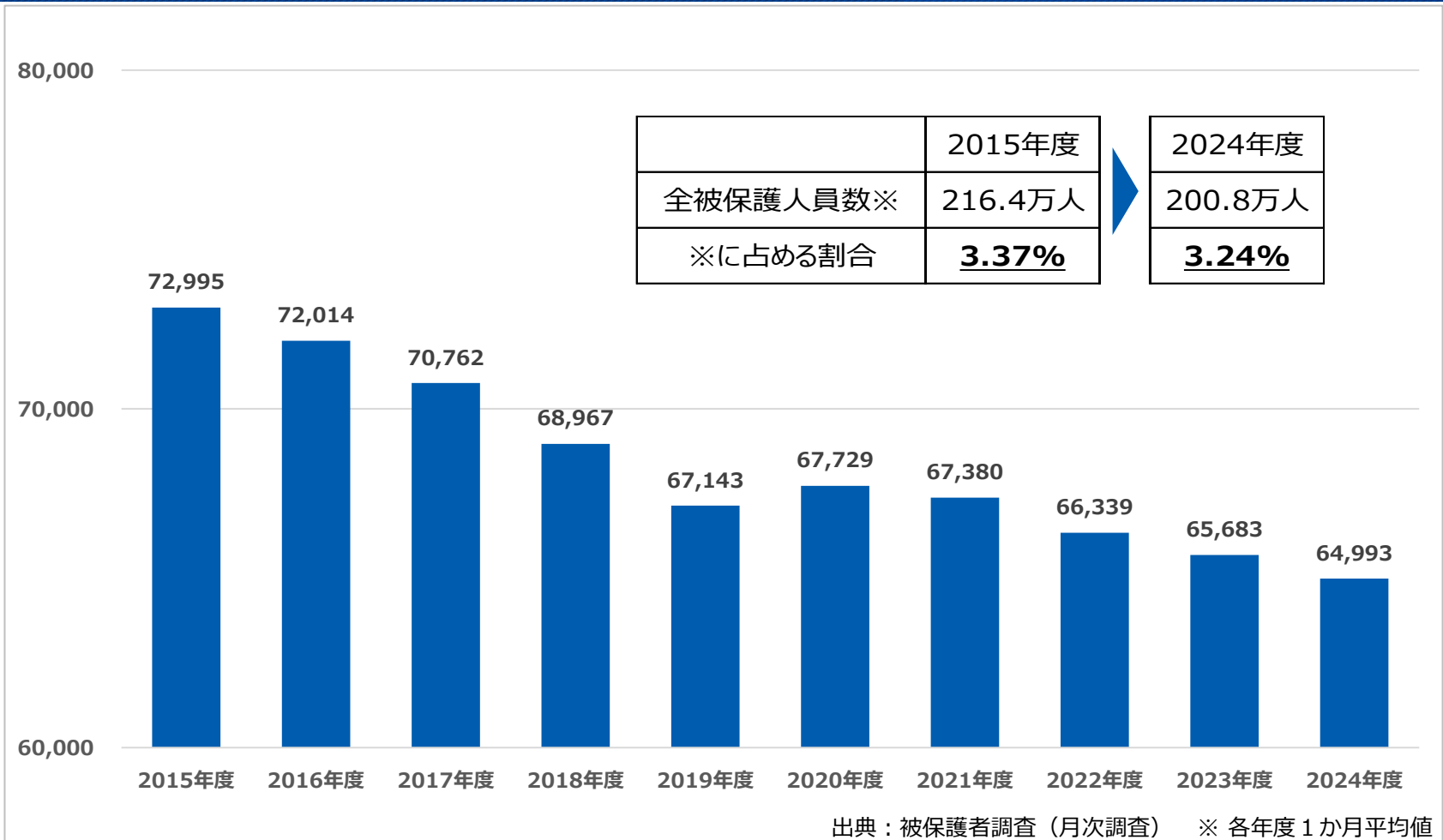
- ① 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表第2の在留資格を有する者
(永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等)
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の**特別永住者**
(在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人)
- ③ 入管法上の**認定難民**

等が**生活保護法に準じた取扱いの対象**となる。

※ 入管法別表第1の5の特定活動の在留資格を有する者のうち日本国内での活動に制限を受けないもの等上記①～③以外の者についても対象となるケースがある

世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数

(人)



(注)

- ・「世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数」には、例えば、外国人の配偶者や子としての日本人が含まれる場合が考えられるが、その人数は把握していない。
- ・一方で、世帯主が日本人である世帯において、例えば外国人の配偶者や子がいる場合が考えられるが、その人数は把握していない。
- ・在留外国人は増加傾向、保護の対象となる在留資格の外国人も増加傾向である一方、世帯主が外国籍の被保護人員数は減少傾向。

世帯主が日本国籍を有さない世帯数及びその世帯に属する人員等の推移

年度（月平均）	被保護実世帯数 ※ 1	被保護実人員数 ※ 1	保護率 ※ 2	（再掲）		在留外国人員数 B ※ 4	A/B
				世帯主が外国籍 の被保護実世帯数	左の世帯の人員数 A ※ 3		
	世帯	人	%	世帯	人	人	%
2015年度	1,629,743	2,163,685	1.70	46,891	72,995	2,232,189	3.27
2016年度	1,637,045	2,145,438	1.69	47,058	72,014	2,382,822	3.02
2017年度	1,640,854	2,124,631	1.68	47,011	70,762	2,561,848	2.76
2018年度	1,637,422	2,096,838	1.66	46,608	68,967	2,731,093	2.53
2019年度	1,635,724	2,073,117	1.64	46,123	67,143	2,933,137	2.29
2020年度	1,636,959	2,052,114	1.63	46,968	67,729	2,887,116	2.35
2021年度	1,641,512	2,038,557	1.62	47,381	67,380	2,760,635	2.44
2022年度	1,643,463	2,024,586	1.62	47,294	66,339	3,075,213	2.16
2023年度	1,650,478	2,020,576	1.62	47,317	65,683	3,410,992	1.93
2024年度	1,650,674	2,008,061	1.62	47,332	64,993	3,768,977	1.72

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（各年度の月平均）、在留外国人統計（旧登録外国人統計）（法務省）（各年度12月末）

※ 1：被保護実世帯数及び被保護実人員数は世帯主が日本国籍である世帯を含めたもの。

※ 2：保護率は、総務省「国勢調査」もしくは総務省「人口推計（各年10月1日現在）」の総人口に対する被保護実人員の割合（速報値は「人口推計（概算値）」）。

※ 3：Aは世帯主が日本の国籍を有さない世帯に属する人員であり、例えば、外国人の妻として日本人が含まれている場合等がある。

※ 4：Bは生活保護の支給対象となる在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）を有する者以外の者も含む、在留外国人の総数。

